様式第１号その１（第２条関係）

（表面）

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設使用（変更）許可申請書（艇保管庫以外）

令和６年　　月　　日

　島根県雲南県土整備事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体名）

代表者氏名

連絡先（氏名・電話番号）

当日現地での責任者　氏名

連絡用携帯電話番号

　島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例及び島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の規定並びに使用条件に承諾のうえ、下記のとおり施設等を使用（許可に係る事項を変更）したいので申請します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使　用　日　時 | 令和６年　　月　　日　　時　～ 令和６年　　月　　日　　時 | 使用人数 | 人 |
| 使用の目的又は内容 |  |
| 区　　　分 | 単　　　位 | 使用料（円） | 使用時間等 |
| 自転車競技施設 | 会議室 | 午前９時から午後１時まで | 660 |  |
| 午後１時から午後５時まで | 660 |
| 午前９時から午後５時まで | 1,320 |
| その他の時間１時間 | 190 |
| シャワー室 | 冷水シャワー　１回／１人 | 50 | 延べ 　　　　　　　　　　　　　人 |
| 温水シャワー　１回／１人 | 230 | 延べ 　　　　　　　　　　　　　人 |
| 外部電源 | 午前９時から午後１時まで／１か所 | 150 | （最大8か所） |
| 午後１時から午後５時まで／１か所 | 150 |
| 午前９時から午後５時まで／１か所 | 310 |
| その他の時間１時間／１か所 | 40 |
| 広場等 | 無料 |  |
| ボート競技施設 | 会議室 | 午前９時から午後１時まで | 300 |  |
| 午後１時から午後５時まで | 300 |
| 午前９時から午後５時まで | 610 |
| その他の時間１時間 | 80 |
| シャワー室 | 冷水シャワー　１回／１人 | 50 | 延べ 　　　　　　　　　　　　　人 |
| 温水シャワー　１回／１人 | 230 | 延べ 　　　　　　　　　　　　　人 |
| 外部電源※ | 午前９時から午後１時まで／１か所 | 150 | （最大16か所） |
| 午後１時から午後５時まで／１か所 | 150 |
| 午前９時から午後５時まで／１か所 | 310 |
| その他の時間１時間／１か所 | 40 |
| ボートコース | 無料 |  |
| 配艇場等 | 無料 |  |

　注　１　太枠の中を記入すること。

　　　２　変更許可を申請する際は、交付された使用許可書を添付すること。

　　　３　※印については、屋内（会議室、便所及びシャワー室を除く。）の電源を含む。

（裏面）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 附属　設備 | 区　　　分 | 単　　　位 | 使用料（円） | 使　用　数 |
| 自転車競技施設附属設備　 | 本部施設用放送機材 |  １式／４時間 | 130 |  |
| 無線機能付き放送機材 |  １式／４時間 | 120 |  |
| 携帯用トランシーバー |  １セット／４時間 | 120 |  |
| 決勝審判台 |  １台／４時間 | 120 |  |
| 周回表示器 |  １台／４時間 | 40 |  |
| スポーツタイマー |  １台／４時間 | 80 |  |
| 表彰台 |  １台／４時間 | 40 |  |
| テント |  １式／１日 | 880 |  |
| ホワイトボード |  １台／１日 | 30 |  |
| 長机 |  １脚／１日 | 60 |  |
| 椅子 |  １脚／１日 | 30 |  |
| ボート競技施設附属設備 | シングルスカル艇 |  １艇／４時間 | 160 |  |
| ダブルスカル艇 |  １艇／４時間 | 350 |  |
| 審判艇　　　　　　　※ |  １艇／４時間 | 770 |  |
| 作業船　　　　　　　※ |  １隻／４時間 | 920 |  |
| 発艇設備 |  １式／４時間 | 1,100 |  |
| 放送設備 |  １式／４時間 | 100 |  |
| 競技用具 |  １式／４時間 | 60 |  |
| 長机 |  １脚／１日 | 60 |  |
| 椅子 |  １脚／１日 | 30 |  |

　注　１　太枠の中を記入すること。

　　　２　携帯用トランシーバーは、10台を１セットとする。

　　　３　※印については、別途燃料が必要となる。

使用条件

 　１　使用後は整理整頓し、原状に回復すること。

 ２　施設等を破損し、又は滅失したときは、速やかに係員に報告すること。

３　施設等の使用の際、使用者の過失により発生した事故については、県は責任を負わないこと。